

申し入れ

法務大臣 殿
法務省入国管理局長 殿
東日本入国管理センター所長 殿

牛久入管収容所問題を考える会

当・牛久入管収容所問題を考える会は民間レベルでの国際交流を理念とし、入国管理センターなどへの面会行動を主な活動内容とする NGO です。

当会は東日本入国管理センターにおいて被収容者 2 名が 3 月 29 日と 30 日に相次いでお亡くなりになったことに対し、深い悲しみと共に、東日本入国管理センターの収容のあり方そのものについて、ここに憤りを込めて抗議の申し入れをします。

センター側が発表している広報資料（茨城県庁県政記者クラブ宛、面会室への掲示）は怒りなしには読めない実態との乖離があります。

3 月 29 日、PM8 時にセンターの被収容者から非常に動揺している電話がありました。曰く「イラン人男性 G・S さん 33 才(9B ブロック)は 28 日 PM7 時半頃夕食を 2～3 口食べて、食事をのどにつかえさせた。警備官を呼んだがすぐには対応してくれなかった。30 分ぐらいしてから救急車で運ばれたが顔は黒ずんで息はしていないように見えた。今日(29 日)イラン人男性の様子を警備官に聞き、教えなければなら、居室内には誰も戻らないと 9B ブロックの皆が騒いだ。警備官より居室外自由時間の終了の午後 4 時半過ぎに病院で死んだ、とつたえられた。」

(「3 月 29 日 15 時 26 分、搬送先病院で死亡」・・・牛久警察記者発表)

G・S さんは薬を大量に処方されていた。耳からの出血、ヘルニア、頭痛など、様々なところの痛みを訴えており、最近では肩を支えないと歩行はふらつき 1 日中ボーッとしている状態だった。睡眠導入剤、抗うつ剤、痛み止めの過剰投与による弊害が顕著だった。

30 日午前 7 時 10 分、カメルーンの W・F・L さん 40 才代は牛久入管内医務室から救急車で搬送され同 8 時過ぎに搬送先で死亡が確認される。

牛久の会の会員が 31 日(月)、4 月 1 日(火)の両日、牛久入管においてカメルーン人が収容されていた 9A ブロックの被収容者達に面会聞き取りをしたところ、「重篤な糖尿病で、同ブロックの被収容者達が 27 日には全員でこのカメルーン人を外部病院に連れて行くように、という要求を掲げ、連れて行くまでは居室外自由時間が終わる午後 4 時半になっても部屋には戻らない！と廊下に座り込んで抗

議行動をした。彼は自分のベットからトイレまで歩くのがやっと」という状態だったのです。

警備の責任者が「俺の責任で必ず病院に行かせる」と約束したので 9A の人たちはそれぞれの居室に戻った。カメルーン人が 9A の部屋から出て行ったので 9A の被収容者達は病院に行ったとばかり思っていた。

しかし、30 日午前 7 時 10 分、外部病院ではなく、牛久入管内医務室から彼は救急車で運ばれ、まもなく搬送先で死亡が確認。

(7 時に巡回の職員が容体の急変を知り救急要請)

9A ブロックの被収容者達は怒って 30 日(日)、夜の 9 時半頃まで、居室へ入ることを拒否し、「カメルーン人がなぜ死んだのか説明して欲しい」「どうして病気の人が申請書を書いても 1 ヶ月も待たされるのか」「自分たちは動物ではない」等々と叫び激しく抗議した。この抗議行動は 50 名以上の入管職員により一人一人が力づくで居室に戻された。カメラを回していた職員も 10 名ぐらいいた。最後まで帰室を拒んでいた 2 名のイラン人が懲罰房に無理矢理連れて行かれた。

27 日の時点で 9A ブロックの全員がカメルーン人のために外部病院に連れて行くことを要求していたことから、彼の健康状態は最悪でした。

牛久入管には常勤の医師はいません。27 日、28 日には非常勤の医師の診察があったとは思われますが、29 日(土)、30 日(日)は医師はいません。医務室脇の個室に一人置かれ、30 日に職員が見回って、初めて容体の急変を知ったのです。ではなぜ 9 A ブロックの警備担当官は「俺が責任を持って病院に連れて行くから」などと約束したのでしょうか。あまりにも無責任極まる行為ではありませんか。

以上、牛久入管収容所内での被収容者 2 名の死亡に関し、かねてから、医療体制への改善を求める要請を度々行ってきた NGO として以下の改善を改めて申し入れます。

記

1. 収容所への収容そのものが病気を生み出している、との観点から、出身母国にどうしても帰れない事情のある者の収容には慎重の上にも慎重を期すこと。
2. 6 ヶ月以上の長期収容をやめること。
3. 常勤、非常勤を問わず、1 日中医師が勤務していること。
4. 外部病院への受診を希望する者には早めに実現させること。
5. 外部病院への通院の際、人間の尊厳を傷つける腰縄・手錠はやめること。
6. 薬の処方には副作用の情報開示、重複・過剰投与など慎重を期すこと。
7. 当会等の NGO の求めに応じて話し合い、交渉の席に着くこと。

2014 年 4 月 2 日

牛久入管収容所問題を考える会 田中喜美子
茨城県つくば市高野 1159-4 TEL 029-847-5338